

## お詫びと訂正

弊社刊行の『障害者総合支援法 事業者ハンドブック 報酬編〔2024年版〕 報酬告示と留意事項通知』の本文中、以下の箇所にて誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。

(2025年1月20日更新)

第1巻 報酬算定の概要				
該当頁	該当箇所	誤	正	備考
p.70	<p>⑬ 就労選択支援</p> <p>▶定員超過利用減算</p>	<p>▶定員超過利用減算 所定単位数の70%を算定</p> <p>※<u>過去3か月間の平均利用人員が、次のいずれかに該当する場合</u>（報酬告示別表第11の2の1の注2 ➡ 2巻・P.434）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>定員が11人以下の事業所において、当該定員に3を加えた数を超過している場合</u></li> <li>・<u>定員が51人以上の事業所において、当該定員から50を差し引いた員数の125%に25を加えた数を超過している場合</u></li> </ul>	<p>▶定員超過利用減算 所定単位数の70%を算定</p> <p>※<u>以下のいずれかに該当する場合</u>（報酬告示別表第11の2の1の注2 ➡ 2巻・P.434）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>1日あたりの利用者数が、定員が50人以下の場合は当該定員の150%を、定員が51人以上の場合は、当該定員から50を差し引いた員数の125%に75を加えた数を、それぞれ超過している場合</u></li> <li>・<u>過去3か月間の平均利用人員が、定員の125%を超過している場合</u>（ただし、定員が11人以下の場合は、当該定員に3を加えた数を超過している場合）</li> </ul>	2024/10/03 更新

第2巻 報酬の算定基準

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
p. 18	(13) 業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について	② 算定される単位数 (二)〔前略〕 なお、当該所定単位数は、各種加算（障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。）がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して <u>100分の10</u> となるものではないことに留意すること。	② 算定される単位数 (二)〔前略〕 なお、当該所定単位数は、各種加算（障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く。）がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して <u>100分の1</u> となるものではないことに留意すること。	2025/01/20 更新
p. 650	* 2 2 【関係告示】	平 18 厚労告 556・ <u>第5号の2</u> ⇒P. <u>214</u>	平 18 厚労告 556・ <u>第5号</u> ⇒P. <u>204</u>	2024/10/03 更新
p. 665	⑱ 共同生活援助 留意事項通知 〔第二の3(8)⑳〕	●医療連携体制加算の取扱いについて〔第二の3(8)⑳〕 報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までについては、2の(7)〔短期入所サービス費〕の⑯の(一)及び(二)の規定を準用する⇒P. 265。	●医療連携体制加算の取扱いについて〔第二の3(8)⑳〕 報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)までについては、2の(7)〔短期入所サービス費〕の⑯の(一)及び(二)の規定を準用する⇒P. 265。	2024/11/15 更新
p. 685	5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い	〔前略〕なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日 <u>については事実が発生した日の属する月の翌月の初日</u> から加算等の算定を行わないものとする。	〔前略〕なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。	2025/01/20 更新
p. 761	② 児童発達支援 留意事項通知 〔第二の2(1)⑫の4〕	●人工内耳装用児支援加算の取扱い〔第二の2(1)⑫の4〕 (二)人工内耳装用児支援加算(Ⅱ) ア <u>指定児童発達支援給付費の算定に必要な員数に加え</u> 、言語聴覚士を1以上配置（常勤換算に限らない単なる配置で可）していること。	●人工内耳装用児支援加算の取扱い〔第二の2(1)⑫の4〕 (二)人工内耳装用児支援加算(Ⅱ) ア 言語聴覚士を1以上配置（常勤換算に限らない単なる配置で可）していること。	2025/01/20 更新
p. 982	5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い	〔前略〕なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日 <u>については事実が発生した日の属する月の翌月の初日</u> から加算等の算定を行わないものとする。	〔前略〕なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。	2025/01/20 更新